新規規制に関する事前評価書 <特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律>

規制の名称	フロン類の回収が必要な場合の拡大
担当部局	環境省地球環境局環境保全対策課 電話番号: 03-5521-8329 e-mail: furon@env.go.jp フロン等対策推進室
評価実施日	平成18年4月28日
政策目的	フロン類の回収が必要な特定製品の対象を拡大することでフロン類の回収及び破壊を促進することにより、フロン類の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖 化の防止を図る。
	業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、機器の廃棄又はリサイクルを目的とした 譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類を引渡さなければならない。
	根拠条文等: 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第2条第5項、第19条
規制の必要性	業務用冷凍空調機器の使用を終えた者からリサイクル業者が当該製品を有価で買い取り、金属材料の抽出作業をした上でそれを販売するという場合も、機器中のフロン類回 収が必要となるという点については廃棄の場合と違いはない。このため、フロン類が不適正に放出されないためには廃棄時と同レベルの管理を行う必要があることから、リサイ クルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、規制の対象とすることが必要である。
期待される効果	機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、譲渡を行おうとする者は、フロン類回収業者へフロン類の引渡しを義務化することにより、フロン類の適正な回収及び破壊が行われる。 また、悪意を持った業者が形だけの譲渡を装うことにより、容易に脱法行為を行うことを防ぐ効果がある。
想定される負担	機器中の部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に譲渡する場合について、譲渡を行おうとする者はフロン類回収業者へフロン類の引渡しを行う負担が生ずる。また、その際に書面を交付する負担が生ずる。
想定できる代 替手段との比 較考量	代替手段として、 行政指導又は普及啓発等により、 リサイクル業者等に対し、 フロン類回収業者へのフロン類の引渡しを奨励することが考えられる。 しかし、 フロン類回収業者へのフロン類の引渡しには費用が発生することから、 そのような奨励措置だけで、 十分な効果を得ることは困難。
備考	中央環境審議会答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「有価か否かにかかわらず使用を終えた機器をスクラップ業者等に譲渡するすべての者に対し、フロン類の回収を義務づけるべきである。これは、中古販売業者等がリユース目的で引き取った機器をスクラップ業者等に譲渡する場合についても含むものとする。」と指摘されている。
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。